

日本看護史の研究

山口 静子

順天堂大学医学部医史学研究室

昨年、日本看護史を研究する会を立上げた。この研究会は、先輩研究者と雑談中に「日本の看護史にはいいものがないね」と話題になり、看護者を自負する筆者は刺激を受け、強い動機もなく50年近く看護人生を続けるのは何故かと自問自答し、この研究に取り組む研究会を立ち上げた。日本看護史を調べると先人の仕事に看護学生向け教科書「看護史」があった。著者は石原明・雪永政枝・木下安子氏等であり石原氏は昭和27年と一番早い。これ等の看護史を検討すると、著者達は歴史を通して看護の本質を考える重要性を指摘する。

研究会では、日本の看護制度・看護教育制度の転換点は、第2次世界大戦後1945年9月連合軍の一機構として、連合軍総司令部公衆衛生福祉局看護課が設置され初代課長にオルト少佐が赴任した時にある。このオルト少佐を中心に、日本の看護関係者が協力し看護制度の改革に取り組み、保健婦助産婦看護婦法(1948年)が制定されたのである。この制定された法律は看護師の身分法・業務法であったため、日本の看護制度・看護教育制度は大きく転換した。

この法律により、看護師の看護業務は「療養上の世話」と「診療上の補助」に分類される。「診療上の補助」行為には医師の指示が必要である。「療養上の世話」行為には医師の指示は必要としない。しかし、実践現場では、看護師の力量・患者の状態・医療行為の身体的侵襲性により医師の医学的意見を求め、両者の意見交換を含めた協力体制の下に、最適な看護サービスを提供するのである。看護師が業務判断できる範囲を明確にすることは、同時に行為の結果に対し責任を持つことでもある。この意味において看護教育は重要性を持つにいたった。

この保健婦助産婦看護婦法の施行後、日本の看護制度・看護教育制度は大きく発展した。現在、職業としての看護業務は、医療・保健・介護施設や在宅医療の現場にまで展開する。看護教育制度は各種学校であった看護学校・看護学院から、学校教育法に基づく学校へと発展し、看護短大・看護大学・大学院まで設置された。このように看護制度・看護教育制度が動く中、看護界では看護業務における看護について、「看護とは、健康の保持増進・健康の回復・あるいは安らかな死のために、個人やその家族を含めて自立した日常生活活動ができるように援助する、科学であり技術であり芸術である。」と捉えるまでになった。

医療は初めから医療として存在していたのである。医学は、病人の病気の治療という医療行為・実践を通して得られた知見を体系化し発展してきた学問である。看護において、看護する・看護されるという医療行為は、病人の状況において生じる。病人が衣・食・住の世話を必要とする場合、家族や専門家等の世話を受けるのである。文明人の間では看護は特殊な業務ではない。寄る辺ない人・老人・幼児・病人・負傷者などに与えられる世話の重要な一部である。職業としての看護の起源は、人類の始まりにおいて素朴な慈しみを持った手当に始まる。医学も同じ源泉に迄たどれる。職業としての看護と医学の関係は医療の中にあり、病人に対する協力者である。

日本の医療は、漢方医学を中心に自由開業医制として発展してきたため、治療方法や養生法に看護行為が含まれると考える。日本医療の歴史には看護業務は病人や医師とどのような関係にあったか、看護人の記録・医師の医書にはあるのではないかと。江戸時代に活躍した医師達の医書・養生論を含む医書、例えば貝原益軒門下生・香月牛山著書「老人必用養草」「小児必用養育草」等を研究会で読み検討する。

2年目の研究会では、医療行為であり看護行為である「療養上の世話」と「診療上の補助」行為は、日本医療の形の中にどのように展開しているか、看護行為に焦点を当てた研究を試みる。順天堂大学日本看護史研究会はこのような研究の方針を定める。